

平成 28 年 6 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 52 号

平成 28 年 6 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 28 年 6 月 17 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 平成 28 年 6 月 23 日（木）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

平成 28 年 6 月 23 日（木曜日）午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱中幸三君）

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 28 年 6 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今年度に入って初めての本会議にあたりまして、土庄町における地方創生の取り組みをご紹介をいたしたいと思っております。まず、今月初めに、福武財団と連携協力に関する包括協定を締結いたしました。すっかり一大イベントとして定着いたしました瀬戸内国際芸術祭も関連しますが、これは豊島において自然と現代アートの融合した魅力のある島づくりに資することを目的とするものであります。

次に、香川県と協力した事業において、水産業の振興のため、「小豆島島鱧」という魚のハモのブランドをつくりたいと考えております。小豆島オリーブ牛に続く特産品を目指しております。

また、産官学の連携の観点から、京都産業大学とも協定を結んでおりますが、その活動の一環として、先般、公開講座を共同開催したところであります。小豆島は 2 町で構成されておりますが、土庄町の特色を生かしながら、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

続きまして、平成 27 年度一般会計決算見込みにつきましては、一般会計歳入合計 92 億 5437 万 6 千円、歳出総額 86 億 3356 万 8 千円となり、実質収支で 4 億 9241 万 7 千円の黒字になる見込みであります。今年度におきましても、健全な財政の堅持に努めてまいります。

本日、提案の議案につきましては、専決処分の承認関係が 3 件、補正予算関係が 1 件、条例関係が 3 件、スクールバスの購入についてが 1 件、工事請負契約関係が 2 件、同意関係が 1 件、人事案件が 1 件、合計 12 件でございます。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお祈りいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱中幸三君）

去る 6 月 17 日、午前 9 時より議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

議会運営委員長 井上正清君。

○議会運営委員長（井上正清君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。本委員会は、去る 6 月 17 日午前 9 時より委員会室におきまして、6 月議会定例会の会期、日程などを審議いたしましたので、その結果について報告申し上げます。

まず、会期でございますが、本日 23 日から 24 日までの 2 日間を予定しております。

会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に閉会中における継続調査の報告を各委員長よりしていただき、質疑を行います。引き続きまして、執行部より議案第 1 号から議案第 10 号までと同意第 1 号と諮問第 1 号の提案理由の説明を受け、質疑を行い、散会する予定でございます。

24 日は、議案第 1 号から議案第 10 号までと同意第 1 号の討論・採決を行います。次に、諮問第 1 号の採決を行います。次に、議員の派遣についてと閉会中の継続調査申出についての採決をお願いし、最後に、一般質問を予定してお

ります。一般質問につきましては、通告期限であります 14 日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

スムーズな運営にご協力いただき、6 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（濱中幸三君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は本日から 24 日までの 2 日間を予定しております。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願申し上げます。

平成 28 年 6 月 23 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（山崎勝義君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（濱中幸三君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	総務課長（鳥井基史）
教育長（藤本義則）	税務課長（笹山恵子）
企画課長（椎木 孝）	健康増進課長（奥村 忠）
福祉課長（中井俊博）	参事兼建設課長（宮原隆昌）
住民環境課長（石床勝則）	商工観光課長（宮原正行）
農林水産課長（川本公義）	生涯学習課長（高橋幸光）
教育総務課長（佐伯浩二）	出納室課長（木下公明）
水道課長（川田順也）	総務課係長（山本詳司）
総務課副主幹（島原正喜）	

議会事務局職員

議会事務局長（須浪宏和）	書記（三木加奈子）
--------------	-----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成28年6月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月23日(木曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告(総務建設常任委員会、教育民生常任委員会)
- 第 4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(土庄町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(土庄町行政不服審査関係手数料条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 7 議案第4号 平成28年度土庄町一般会計補正予算(第1号)
- 第 8 議案第5号 土庄町農業委員選考委員会の設置及び運営に関する条例
- 第 9 議案第6号 土庄町農業委員会の委員等の定数条例
- 第 10 議案第7号 土庄町月極駐車場の設置及び管理に関する条例
- 第 11 議案第8号 スクールバスの購入について
- 第 12 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 第 13 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 第 14 同意第1号 土庄町農業委員会の委員の過半数を占める者の例外的取扱いについて
- 第 15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

開会、開議

○議長（瀨中幸三君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年6月土庄町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（瀨中幸三君）

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より検査の報告を受けております。報告の写しを印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（瀨中幸三君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において4番 高橋正博君、5番 木場隆司君を指名いたします。

会期の決定

○議長（瀨中幸三君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの2日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀨中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月24日までの2日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（濱中幸三君）

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。閉会中の総務建設常任委員会を4月28日と6月1日に開催いたしましたので、その内容を順次報告申し上げます。

商工観光課。次世代産業育成モデル事業の27年度分事業の完了報告と28年度の事業予定について報告がありました。27年度事業については、理化学研究所との委託契約1億1千万円で、次世代植物栽培システムの設計・試作や循環エネルギーシステムによる低コスト化の設計・試作などを完了しています。28年度事業については、香川県の交付金が当初要求額の半分の9400万円となったことにより、スケジュールの見直し等の作業を行っており、町としては9月から植物工場の建設にかかり、1月末までには完了したいとのことでした。29年4月からの実証研究開始を目指し、各関係者で構成する運営協議会をつくる予定であるとのことでした。

委員より、予算が当初の予定から半減となったことに対し、今後追加される予定はあるのかとの質問があり、県と協議中であり、今後の課題であると回答がありました。また、運営協議会の構成についての質問があり、JA関係、県、植物工場関係企業、議会などを想定しているが、県と協議して検討すると回答がありました。

建設課。要鉄川西線道路改良事業の進捗について説明がありました。歩道橋は、鋼箱桁橋で歩道幅員2m、橋長40.3mで、勾配12%のスロープを設け、自転車も通行できます。全体事業費は1億2千万円で、国の予算内示額が満額とならなかったため、今年度は工損調査業務委託と杭の打設工事を実施し、完成は平成30年度以降となる予定です。

委員より、図書館側対岸の道路幅が狭くなるのではないかと質問があり、道が広いので、スロープを設置しても幅員には余裕があると回答がありました。また、図書館側対岸の小学校側に歩道をつくらぬのかとの質問があり、通学路をどうするかは教育委員会や学校等の協議になると回答がありました。

次に、土庄港平和の群像横に整備する駐車場について説明がありました。土

庄港駐輪場横の未利用の町有地を駐車場に整備し、月極で貸し出すものです。駐車台数は20台で、うち5区画は土庄港務所テナント契約者用です。料金は1月4,500円、テナント契約者用は2,250円です。委員より月額4,500円としたのは、船乗り場に近いいことを考慮したものかとの質問があり、町のパスカード利用駐車場は1月3,500円なので、同額にすれば月極駐車場の利用希望者が集中するおそれがあるため差をつけるとの回答がありました。

続いて、6月1日の委員会の報告をします。

建設課。大部改良住宅建替事業について説明がありました。今年度は、B団地3戸分の実施設計、アプローチ道路の測量・設計、C団地付近の造成設計、集会所の除却工事を行い、順次、建物の建設、既存住宅の除却を繰り返し、平成32年度の完成を目指しています。概算事業費は約7億9500万円です。委員より事業費の財源の内訳について質問があり、補助金が約4億6千万円で、残りは起債で賄うとの回答がありました。

次に、沖ノ島渡船の料金について報告がありました。現在、沖ノ島への渡船料金は、沖ノ島住民は無料、それ以外の町民は片道50円、町民以外は片道100円ですが、小江自治会と沖之島地区会より、島外に住む子供や孫が帰島したときや、介護や通院のため、渡船を全面無料運航にしてほしいという要望書が提出されたことを受け、無料化について検討したいということです。渡船航路は「町道沖の島線」と位置付けられています。委員からは、無料化することに反対する意見はありませんでした。

次に、王子前分譲地の分割分譲について報告がありました。王子前分譲地は、60区画が売却済みで、現在の未売却地は5区画です。平成28年の固定資産評価額からの査定価格は坪あたり約14万4千円で、18年で約31%の地価下落となっていますが、現在の価格は平成10年当時のままで、坪単価は約23万9千円から約27万8千円です。残り5区画は販売価格が高額で、面積も広いので、購入しやすくするため分割分譲を検討したいとのことでした。委員より、分割分譲すれば買い手が出てくるかもしれないが、売れなかった場合は値下げの検討も必要ではないかとの意見や、大きな住宅地なので憩いの場所となるはずの公園を整備して、付加価値をつけてはどうかとの意見があり、まずは、宅地として販売しなければいけないが、すぐには単価を下げられないので、分割分譲して反響をみて考えたいとの回答でした。

農林水産課。平成28年度施工予定の田井漁港港整備交付金事業について説明がありました。この事業は、平成25年度から着手し、事業計画では今年度が最終年度になる予定です。今年度は、臨港道路の実実施設計の業務委託、セルラーブロックの据付工事、防波堤の上部コンクリートの打設工事による防波堤の完成、また、物揚場の完成を予定しているとのこと。今年度の事業費は1億4

千万円を予定しているが、資材費や人件費の高騰により、今年度で完成できない可能性があるため、早急に 28 年度の設計を進め、27 年度繰越工事を完了したいとのことでした。事業費の負担については、町の負担は全施設 30%であったが、平成 25 年度に離島指定を受けたことにより、平成 26 年度から町の負担割合が 12~27%になっているとのこと。委員より、総事業費用について質問があり、約 4 億 7 千万円であると回答がありました。

商工観光課。瀬戸内国際芸術祭 2016 について春会期の報告と今後の事業予定について説明がありました。芸術祭全体の春会期の 1 日あたりの来場者数は前回より約 11%増え、小豆島内では特に中山の竹の作品と土庄港ターミナルビルのコシノ氏の作品への来場者が多い結果となりました。今後は、芸術祭関連事業として土庄小学校でのコシノ氏によるワークショップや和太鼓パフォーマンスグループの公演、小豆島そうめんシンポジウムの開催が予定されています。

また、関連予算として昨年度、コシノ氏の作品展示に向け、土庄港ターミナルビルの改修工事を実施した際にはトイレは改修しなかったが、老朽化していることから、必要最小限のトイレの修繕を行うとのこと。また、観光客等の利便性向上のため、バスの発着拠点となる東洋紡跡地バス停に仮設トイレを設置するとのこと。

次に、豊島島内バス運行に関する負担金について説明がありました。芸術祭期間中に町と芸術祭実行委員会が委託して豊島で運行している臨時バスについて、運賃収入が運行要件を下回った場合は、町と実行委員会で不足分を負担することになりました。春会期の実績では約 200 万円の不足が生じたとのこと。

委員より、土庄港ターミナルビルの身障者用トイレをストマ対応のトイレにできないかとの質問があり、必要性や予算を考慮して検討したいと回答がありました。また、東洋紡跡地バス停のトイレは、当初設置しなかったのに急に設置するという方向になっているが、利用度を把握しているのかとの質問があり、まずは、仮設トイレを設置して利用状況を把握したいとの回答でした。また、将来的に東洋紡跡地一帯を公園などにして、公衆トイレの設置が必要との意見もありました。

水道課。豊島簡易水道事業統合工事の変更内容について説明がありました。当初設計では、家浦浄水場、新甲生配水池、新家浦配水池、豊島公民館の 4 か所に設置する予定としていた遠方監視設備を唐櫃地区の浄水場、配水池などにも設置するとのこと。なお、豊島地区簡易水道は 29 年 4 月に上水道と統合し、特別会計は廃止する予定です。

次に、香川県広域水道事業について、企業团组织体制や坂出市・善通寺市の加入による財政収支の試算結果などについて説明がありました。企業団本部は

高松市に置き、事業開始当初は、各団体の水道部局課は企業団の出張所となります。平成32年4月に東讃、高松、小豆、中讃、西讃の各ブロックにブロック統括センターを配置し、出張所の業務を集約するとのことです。

委員より、豊島簡易水道事業統合工事の変更について、大きな変更であるが設計当初から今回の変更内容を見込んでいなかったのかとの質問があり、国庫補助金の対象等を協議する中で、豊島内のすべての浄水場が連携できるように整備するため今回新たに追加したとの回答がありました。また、水道広域化後の水道料金は、試算どおり抑えられるのかの質問があり、広域化すれば国庫補助金があり、施設の統廃合による更新経費や人件費などの管理経費が抑制できるので、水道料金も単独経営の場合より抑えられるとの回答がありました。以上で閉会中に開催した当委員会の報告を終わります。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。閉会中の5月18日に教育民生常任委員会を開催いたしましたので、その内容について、ご報告申し上げます。

教育総務課ですが、土庄小学校プールについて説明がありました。2月22日の当委員会での報告の際に、委員から「再度沈下した場合はどうするのか」という意見が出されたことを踏まえ、教育委員会としては工法を見直し、補修計画を一から考え直したとのことです。委員会の指摘事項について、まず、プールの構造上の問題があったのではないかという点について、県の建築指導室へプールの構造計算の内容確認を依頼した結果では、「問題なし」とのことであり、業者との協議については、前回の委員会以降、設計・施工・管理担当の3社と話を進めています。

次に、原因究明について、26年8月と10月の台風による大雨でプール周辺が浸水し、埋立部分の地盤が緩み、グラウンド側に傾いたと思われます。業者側が設計書の数値を誤って平板載荷試験を行ったことについては、埋立部分で通常のプールの荷重の3～4倍の載荷試験を行っており、大きな瑕疵があると責任を問うことは難しいのではないかと考えているとのことです。結論としては、想定される沈下の要素はいくつかあり、設計、施工、管理においてすべて業者側に責任があるとは言いがたく、自然の力による部分が大きいと思われ、これ以上原因を特定することは難しいため、今後は原状復旧を優先していきたいとのことです。

工法の見直しについては、再度沈下した場合について検討した結果、地盤改良を行いながら傾きを調整するグラウト注入工法を採用することとしました。

この工法は、地盤改良を伴いますが、地盤改良は本来町が行わなければならないということでもあり、プールの補修についても業者 3 社だけではなく、町も主体的に加わり実施するとのこと。補修費用は約 2700 万円で、内訳はプールの解体・組み立てに約 700 万円、グラウト注入費用に約 1900 万円、その他雑費が約 100 万円です。業者側からは、土庄小学校に対する寄附金として 3 社で 1 千万円いただいているとのこと。

補修の時期については、当初は 5 月 20 日までに工事を終わらせる計画でしたが、工法の見直しや町の費用負担も発生するため、今年度のプール使用後になる予定です。教育委員会としてもできるだけ早くこの問題を解決し、住民の信頼を回復したいとのこと。

委員から、プールの底から地盤までの距離とグラウト工法の効果について質問があり、岩盤までは 18~20m あると思われ、埋立地と埋立でない所の地層は 5m より下は同じであり、グラウト注入は 4m 程度の地盤を固めるので、それより下の地盤は大丈夫ではないかと考えているとの回答がありました。

委員から、現状では瑕疵や責任の所在がうやむやになっているが、業者に瑕疵がないとなれば、元々の設計自体が甘かったのではないかということになるので、町の負担は仕方がないと考える。業者から小学校への 1 千万円の寄附は何に充てるのかという質問があり、業者としては工事費用として寄附していると思うとの回答がありました。

また、この夏は現状のまま使用することとなるが、使用に問題はないのかとの質問があり、使用には問題ないとの回答に対し、プールの使用には支障がないということを保護者に十分に周知してもらいたいとの意見があり、工事時期の案内と併せて使用の安全性については問題がないことを周知する予定であるとのことでした。

また、委員から、台風の大雨による地盤の緩みは今後もあり得るのではないかと質問がありましたが、現在は排水設備が整えられているとの回答がありました。

委員から、管理責任を含めた町の責任について質問があり、町長から、万全の態勢で工事に臨んだと思うが、このような結果を招いたのは申し訳なく、もっと精査すべきであったと思っているとの回答がありました。

続きまして、生涯学習課。北浦公民館移転のための旧北浦小学校校舎改修工事について説明がありました。校舎は 3 階建てですが、1 階の利用を主体に考え、2 階の一部を災害時の避難待機場所とする計画です。1 階には、事務所、応接コーナー、中仕切りができる 35 畳の畳の部屋、10 畳、7.5 畳の畳の部屋、調理室などを配します。台風等の災害時に寝たきりの方が避難しても受け入れられるように、電動ベッドを 2 基置く予定です。2 階は、旧図書室に畳を敷き、災害時

の避難場所として利用できるようにし、3階は利用しません。事業内容としては、間取りに合わせた改築、電気設備や機械設備の改修を行います。今回の工事は一括発注で6月に入札する予定とのことでした。

委員から、2階の空き部屋は、非常時には避難場所として使用できるのかとの質問があり、公民館移転に伴い収納倉庫として使用する可能性もあるが、今後地域の方と相談しながら進めていきたい。2階へ避難する方は階段の昇り降りが可能な方で、それができない方は1階の和室を使用することが想定されるとの回答がありました。

委員から、地区の住民が多数集まるような会などで使用するのにはスペースは十分なのかとの質問があり、地元自治会との協議では、多くても70～80人程度なので十分であり、隣接する体育館も使用可能であるとの回答がありました。

委員から、旧北浦小学校の地盤高について質問があり、県道より高い位置にあり、平成16年の高潮災害のときは浸水していないとの回答がありました。なお、旧北浦小学校の敷地地盤高は3.2m、県道と町道の交差点の地盤高は2.4m、大部港における最高津波水位は2.2mです。

委員から、事業の予算と完成予定時期について質問があり、工事請負費の予算は6688万7千円で、完成は来年2月下旬の予定との回答がありました。

また、その他のところで町長から一般廃棄物処理施設の整備に関して報告がありました。土地の所有者である土庄町土地開発公社の役員について、本年4月1日付けで変更があり、今後の対応を弁護士と協議しているとのこと。委員会としては、今後も執行部に随時報告を求め、議会としての対応を協議していくこととしました。以上で閉会中の教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱中幸三君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱中幸三君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

8番 山崎勝義君。

○8番（山崎勝義君）

先ほど、教育民生委員長より報告がありましたけれども、この報告で台風の大雨により地盤が沈下したと自然環境によるとのような説明があり、2700万円町が全額負担するとの説明がありましたけれども、施工業者に非は全然ないのかということと、施工業者より小学校に1千万円の寄附があったということなんですけれども、これは小学校へ寄附があったので、一般会計でないので工事には使えないと思いますけど、これはどうでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

教育民生委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

今の山崎議員の質問にお答えします。今、1千万円の業者からの寄附、これが入っていると。その分について小学校で使用するというようなことでございますが今、報告の中ではこの分に対してどういう形ということは議論はしてございませんが、今の業者の考えとしましては、今のプール等に工事費に使用していただきたいという旨があったということを執行部から聞いております。以上です。

○議長（濱中幸三君）

よろしいですか。他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

はい。9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

引き続きまして、先ほどの小学校のプール問題について2、3点お伺いしたいと思っております。まず、委員長の報告で原状復旧を優先させるということで当然ながら子供の使用するものですから、それで結構かと思っております。また、町の方も落ち度があったということで、予算を切ってこの工事費総予算で2700万追加分として入れるということですが、まず、この寄附でありますけれども、まず、この寄附ということでちょっと違和感を覚えるような次第であります。施工業者が1千万円の寄附、これを落ち度として1千万円寄附したというのであれば、寄附金というのは、ちょっとおかしいのではないかと。業者自体が先

ほども言うとは瑕疵・責任があったかなかったか、またすべて業者の責任であるかどうか、そのあたりが明確でないということでございますけれども、このあたり業者の方は本来寄附という形ではなく、本来であれば業者の方が少なからず落ち度を認めているのであれば、これは業者が最後まで責任を持って寄附という行為ではなく、業者の方が1千万なら1千万、これを業者が負担し、また、町の方からも町の落ち度があるのであれば、その不足分を町の方から業者の方が出した金額と足して、合わせて合算で2700万円予算をつくり、業者の方が最後まできちっと工事を進めるということが当然じゃないかと思うんですけれども、なにゆえ町の方が業者からの寄附金とは別にして2700万、町の方がまた新たな業者を探し、このプールの施工工事をやるのか。このあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

川本議員の質問にお答えしますが、今言われた業者と町執行部の関係でございます。当初は、業者が3社で責任を持ってやるというような意見でございましたが、流れのなかでやっぱり自然の力というものが地盤沈下に影響が多かったというようなことと、この説明の中でも言いましたように、どこに責任があるかというところが明快にできていないというようなこともございます。そういうなかで今言われました寄附の問題とその分の次の工事を業者と執行部とが一緒になってやったらどうかという意見かと思いますが、委員会でいろいろ質疑等で問いましたが、今の状態のなかでは、町が地盤沈下を認めたというようなことで、やっぱり今の町としてこういう状態のなかで後ろまでなんだかんだ言わずらすのもいかなものかというような内容で、結果として寄附行為というようなことで業者はこの分のお金をできたら今のプール改修工事に使っていただきたいというような旨であるということをお聞きしておりますので、そういうなかで3社と合わせて執行部が一緒になって作業するというようなことに委員会での結論はなったかと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（濱中幸三君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

寄附の方も行われておりますし、今さらどうこう申し上げてもなんですけれども、まずこのような場合、原因が分からないであるからして原因の特定が難しいで、うやむやなままでこういった形でおると。結果的に2700万円、こちらの方すべて税金でございます。これで果たしてこういう原因の究明もなされず町民の理解が得られるのでしょうか。本来こういうふうな結論づける前

には当然ながら、この原因の究明、これが町執行部でできないのであれば、そういう専門機関であるとか調査機関こういうところに依頼し、きちっと原因を究明した上でこういうふうな、どのような負担にするとかそういった結論を出すべきものかと思えます。そういったこともせず、業者と町執行部との話し合いで寄附金 1 千万円かどうか知りませんが、その負担割合を決めて、工事に 9 月からかかろうとしている。これはちょっと順番があべこべじゃないかと思えます。

最後に、委員長に 1 点だけ。委員会としてこの問題はこれで結末にするのか、はたまた、原因の特定・究明これを委員会として行っていくのか、この 1 点をお伺いしたいと思います。この原因が究明できれば、例えば業者の落ち度であれば、町執行部としても例えば指名停止であるとかそういった当然処分が出ようと思えますし、また逆に町負担であれば、町の方に落ち度が多大であれば町の方の負担割合も変わってくると思えます。いずれにせよ、委員長の方に教育民生常任委員会としてこれ以上の原因特定の究明を行うのか行っていないのか、その点だけお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

今の質問にお答えします。まだ 1 つ残っておりますのが、国の会検が入った時点で、去年入りましたが、いろんな資料を持って帰っております。その分の結果はまだ委員会で報告を聞いておりません。それ以外の県等の報告については聞いておりますが、まだ完全にこれで締めくくりという訳ではございません。今の状態のなかで国の会検が持って帰った答えを聞きまして、それで結末を考えていきたいとこのように考えております。以上です。

○議長（濱中幸三君）

よろしいですか。他にございませんでしょうか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～諮問第 1 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 4、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第 15、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案しました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。審議資料は1ページから24ページになります。議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の土庄町税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。提案理由としまして地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令に伴う改正で、主なものは、軽自動車税環境性能割、この環境性能割の創設に伴い、その賦課徴収等について定めるもの、また、現行の「軽自動車税」の名称を「軽自動車税種別割」に変更するため所定の規定の整備でございます。また、町たばこ税に関する経過措置も含まれております。

続いて、議案書の15ページをお開きください。審議資料は、25ページから26ページになります。議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。提案理由としましては、地方税法施行令の一部改正に伴う改正でありまして、基礎課税額の限度額を52万円から54万円に引き上げること、後期高齢者支援金等課税額の限度額を17万円から19万円に引き上げること、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

議案書の19ページをお開きください。審議資料は、27ページ・28ページになります。議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の土庄町行政不服審査関係手数料条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。提案理由としましては、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行・公布に伴う改正であります。

議案書の23ページをお開きください。議案第4号 平成28年度土庄町一般会計補正予算（第1号）でございます。第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際にご説明いたします。歳出といたしまして、31ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、自治振興助成事業 130 万円は、琴塚、田井、小部、灘山の各公民館に AED を整備するため大部地区協議会へ助成するものであります。財源は、全額、自治総合センターコミュニティ助成金を予定しております。

続いて、7 款商工費、1 項商工費、瀬戸内国際芸術祭事業 537 万円は、1.夏会期の大鐸地区の「猪鹿垣の島」及びわらアート作品が完成するにあたり、記念式典を実施する費用 27 万 2 千円、2.東洋紡績跡地に瀬戸芸の観光客のための仮設トイレを設置・管理する費用 109 万 8 千円、3.土庄港ターミナルビル内のトイレ改修費用 240 万円とトイレ内アートデザイン委託料 160 万円の補正で、財源は観光振興基金を全額充当したいと考えております。記念式典につきましては、他地区の実施を参考にし、式典記念品、出演謝礼、餅まきや事務費の消耗品であります。仮設トイレは、東洋紡績湊崎工場跡バス停が乗り継ぎ拠点となり、瀬戸芸の観光客の乗降数の増加が見込まれることから、近隣町有地内に洋式仮設トイレ 2 基を設置します。3.土庄港ターミナルビル内のトイレは、平成 3 年の完成当時のままで床などかなり傷んでおり、苦情が多い状態であります。瀬戸芸によるインバウンドを含めた観光客の増加により利用数も多く、土庄町の玄関施設としてふさわしいものに改修する費用、加えてアートノショーターミナルのコンセプトに沿いましてコシノジュンコ氏のデザインをトイレの入り口、壁面等に取り入れるための委託料でございます。

続いて 10 款教育費、2 項小学校費のうち小学校維持管理費 2770 万 8 千円は、2 点ございまして、水道引込舗装の本復旧費 25 万 4 千円の施設等修繕費と土庄小学校プール復旧工事 2745 万 4 千円の補正でございます。水道引込舗装の本復旧場所は、学校給食センターと写真のフタバ前の県道で、新小学校用の水道引込工事の際に仮復旧までしかしておりませんで、仮舗装部の沈下によりまして、自動車走行時の振動と騒音の苦情が出ているためでございます。もう 1 点、土庄小学校プール復旧工事は、沈下による傾斜を水平に戻し、沈下を修正するための JOG 工法（ジャッキング・オブ・グラウト工法）により復元するものでございます。実施時期は、今年度のプール授業が終わってからを予定しております。次に、いじめ・不登校・暴力行為等の未然防止事業 26 万円は、学級や学年、学校の枠を超えた児童生徒の交流により、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を高めることで、いじめ等を未然に防ぐことを目的としております。具体的には、豊島小学校と男木小・中学校との交流、豊島小学校と土庄小学校との交流にかかる費用でございます。旅費、船舶借上料、交流会で使用する消耗品等、備品購入費であります。新規の県委託金事業でありまして、財源は、全額、いじめ・不登校・暴力行為等の未然防止事業委託金であります。

33 ページをお開きください。10 款教育費、4 項幼稚園費、幼稚園維持管理費 43 万 2 千円は、湊崎幼稚園の 1 階の未耐震教室を 2 階の耐震教室へ移動した際にエアコンが未整備でありましたため、旧中央病院のエアコン 3 台を移設し、リユースして夏に向け教室の教育環境整備に取り組むための補正でございます。

10 款教育費、6 項保健体育費、保健体育振興助成事業 54 万円は、被災地熊本に本拠地を置くプロバスケットチーム「熊本ヴォルターズ」の強化キャンプを小豆島に誘致し、震災により施設の甚大な被害と活動が制限されているチームの支援を行い、この誘致をきっかけに、島内の子供たちとトップアスリートとの接点をつくる場、被災したチームが語る実体験を深く知る場とするためのスポーツ組織補助金でございます。具体的には、島内及び近隣の子供たちにプロ選手からの直接指導、プロ選手とのふれあい、震災体験の講話等を通じて、町の生涯スポーツの体制づくりに役立てたいと考えております。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては、27 年度の繰越金 2868 万円を充てております。23 ページにお戻り下さい。今回の補正額は 3561 万円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 76 億 5561 万円となります。

次に、議案書 35 ページをお開きください。審議資料は 29 ページになります。議案第 5 号 土庄町農業委員選考委員会の設置及び運営に関する条例でございます。農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員の任命はあらかじめ農業者等に候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をすることとされ、委員定数を超えた場合の選考にあたる選考委員会の設置及び運営に関する条例を定めるものでございます。

議案書 39 ページをお開きください。審議資料は 31 ページになります。議案第 6 号 土庄町農業委員会の委員等の定数条例でございます。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

次に、議案書 43 ページをお開きください。議案第 7 号 土庄町月極駐車場の設置及び管理に関する条例でございます。土庄港平和の群像横の町有地を有効活用するため、月極駐車場といたします。地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、駐車場の設置及び管理のための条例を制定するものでございます。

次に、議案書 47 ページをお開きください。議案第 8 号 スクールバスの購入についてでございます。土庄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、土庄小学校に係る 29 人乗りスクールバス 3 台を取得価格 1527 万 9,840 円で富丘モータース有限会社、代表取締役丹生則幸と契約しようとするものでございます。

次に、議案書 49 ページをお開きください。審議資料は 33 ページになります。

議案第 9 号 工事請負契約の変更についてでございます。豊島簡易水道事業統合工事請負契約について、遠方監視電気設備工の増工に伴い、7365 万 6 千円増の 4 億 5921 万 6 千円で、株式会社フソウ四国支店、支店長原川崇と変更契約をしようとするものでございます。

次に、本日配布の議案書と審議資料をご覧ください。議案第 10 号 工事請負契約の締結についてでございます。旧北浦小学校校舎改修工事を請負代金 6501 万 6 千円で、有限会社木曾工務店、代表取締役木曾敏邦と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案書 51 ページをお開きください。同意第 1 号 土庄町農業委員会の委員の過半数を占める者の例外的取扱いについてでございます。農業委員会の委員の任命は、原則として認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければなりません。土庄町では認定農業者等が少ないため、例外的に委員の過半数を認定農業者等または認定農業者等であった個人、認定農業者の行う耕作または養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族など、いわゆる準ずる者とする事について議会の同意を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてということでございまして、人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。住所が香川県小豆郡土庄町小江 1787 番地、氏名島本若美様、生年月日昭和 29 年 7 月 17 日でございます。提案理由につきましては、現委員の笠井美恵子氏は平成 28 年 9 月 30 日をもって任期満了になるので、後任に島本若美氏を推薦いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。本人の略歴等につきましては、皆さんに配布の資料のとおりでございまして、ご一読していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～諮問第 1 号）

○議長（濱中幸三君）

ただいま説明のありました議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

から諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの一括質疑を行います。
質疑のある方はご発言願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

9番 川本貴也君。

○9番 (川本貴也君)

補正予算 31 ページです。先ほども委員長報告に対する質問で申しましたが、小学校維持管理費内の工事請負費、土庄小学校プール復旧工事 2745 万 4 千円、この部分について 2、3 点質問したいと思います。まず、先ほども申しましたとおり、この件に関しましては、会計検査の方が資料を持ち帰って今現在精査して保留中の状態であろうかと思えます。そういったなかで、この業者との間でこういう取り決めをして復旧工事をやろうとしておる訳ですけれども、この点について委員会でも傍聴させていただきましたが、なんら説明されてませんでしたけれども、この会計検査の回答を待たず、工事に至ろうとなった経緯、またその他業者との町執行部とのやり取りの経過、このあたりについてご報告いただきたいと思えます。

○議長 (濱中幸三君)

教育総務課長 佐伯君。

○教育総務課長 (佐伯浩二君)

失礼します。このプールの問題につきましては、本当に住民の方にもご迷惑をおかけして申し訳なく思っております。経過ということですが、当初委員会でもご説明しましたように業者が直すということ saying いた訳なんですけれども、地盤改良を伴う次、沈下が起こらないような方法、その方法を採用して恒久的に直すというような方法をこちらが提案して、業者側としましても地盤改良を伴うのであれば、地盤改良は本来は町がするものというような話し合いの中で設計・施工それから管理と町と 4 者で協力して、この問題を解決していこうとそういうことになりました。そのなかで寄附をいただくと、負担金というお考え、川本議員言われましたが、負担金となりますとその負担割合を明確にしなければいけない。つまり、原因の特定をきちんとしないと、その割合は確定しないというようなこともありまして、その話し合いの中で、業者側が一般寄附つまり特定のものに寄附というのではないんですけども、教育振興のための寄附金として 3 社で 1 千万入れるというようなことに、最終的にはなったということです。経過としては以上です。

○議長 (濱中幸三君)

9番 川本貴也君。

○9番 (川本貴也君)

原因の特定ができていないので 1 千万円という業者からの申し出ということでありませけれども、寄附金とした場合に、果たして対外的に見た場合に、業者に落ち度が全くないように思うんですね。どころか、寄附行為までして、「すばらしいな」というような形にもなりかねんと思うんです。それと、先ほど質問して回答がなかったんですけども、なぜ会計検査の回答を待たずに工事に踏み切っておるのか。この夏のプール授業に間に合わすということであれば、それもありませんけれども、工事は 9 月からということであれば、この復旧工事についても会計検査の回答を待ってから行ってもいいんじゃないかと。なにぶん、事を早急に早急にというところが、どうしてももって取れるんですけども、さっきも申しましたけれども、本来この 2700 万円、きちっと工事が地盤改良からすべて行っておれば、本来、全額とは言いませんけれども、この追加予算、必要な予算であります。これを住民理解を得るために、執行部としてどのように考えておるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

教育長 藤本義則君。

○教育長（藤本義則君）

川本議員の質問にお答えをしたいと思います。先ほど佐伯課長の方が申し述べましたように、施設に不備が生じたということは、教育委員会としまして、町民の皆さん、また児童、また教職員等にお詫びを申し上げるところでございます。それで、教育委員会の立場は、適正な施設を子供たちに提供して、子供たちの教育成果を上げていくと、これが教育委員会の使命でございます。そういう観点から、今年の夏は、子供たちの教育活動に使って、教育の成果を上げて、その後は是正工事を行って適正な施設にしていくと、これが教育委員会としては基本的な考えであります。そして、今後適正な施設で子供たちの教育活動ができるように、施設を早めに修理、訂正、是正工事を進めていくと、こういう形で教育委員会としては基本的な考えで進めていっておるところでございます。そういう面でご理解をいただきたいなど、こんなふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

9 番 川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

これが最後ですね。

○議長（濱中幸三君）

最後です。

○9 番（川本貴也君）

せっかく教育長の方からご答弁いただいたんですけども、先ほどの教育長

の答弁であれば、子供たちにより良い施設、きちっと適正な施設をより早く提供したいという教育委員会の思いから会計検査の回答を待たずして、そういうふうに判断したということによろしいんですかね、教育長。であれば、それが例えば町単独工事で町費ですべて賄っておるのであれば、町の教育委員会の方の判断で良からうかと思えます。ところが、これは国費もいただいている事業であります。当然ですから会計検査が入る訳なんですけれども、そういった部分からの回答を得ずして、町教育委員会の単独でそういった工事を進めるといふ判断を、会計検査院の方にそれを報告されておるのかどうか、これがまず 1 点。

また、今教育長の方からも申し訳なかったという謝罪の言葉がありましたけれども、これについても「町民に謝罪したいと思えます」ということですが、どのようにやるのか。これは、広報で「この予算はこうこうこういう理由で町の方として追加予算として執行します」というような形で、どういうふうに周知するのか。言われたら謝罪するという形では、全く町民は分からないと思うんですよね。当然ながらガラス張りの行政で透明性のある予算ということであれば、当然町民皆さんにこの事実を周知し、こういうふうな形でこの予算を執行しますというような必要性があるかと思えますけれども、この点について最後にお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（濱中幸三君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

失礼します。会計検査の件なんですけれども、会計検査院とは、あちらからもいろいろ質問が来ておまして、その中でこちらが工事をするということについては、会計検査院は知っております。あちらが言う中で、質問が来ているのは、なぜ直すのかというようなことの質問が来ておまして、それについては子供たちの将来にわたっての安心・安全を確保するんですというような答えで一応答えているんですが、それについて「それはまだ工事してはいけない」とか、そういう指導が来ている訳ではありません。会計検査院の方も今対応を考えているような状況だと思っております。

それから、この工事についての周知の方法なんですけども、住民全体についてはちょっと考えさせていただきたいと思うんですが、実際このプールを使う子供それから保護者については、今も工事について、学校から持って帰るちらしの学級だよりのような物の中に、文言を 1 度は入れております。今後もまた工事が近くなれば、そういう保護者への周知というのは、またやっていきたいとは思っております。以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

他にございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

4 番 高橋正博君。

○4 番 (高橋正博君)

先ほど来より、小学校プールの委員会報告、また質疑が出ておりました。これにつきまして、委員会で提案をし、委員会で決裁をし、この補正予算が本会議に今日出てきたんじゃないかなというふうに私は思っております。そのなかで、はっきりと 2700 数万円のを一般財源で上げるのか、先ほど来より業者からの寄附金 1 千万円があったということでございますので、この 1 千万をどういうふうに扱うのか、この工事費に充てるのかどうかということを知りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 (濱中幸三君)

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長 (佐伯浩二君)

失礼します。この寄附金については、この 1 千万は、27 年度の一般寄附ということで歳入されて一般財源化と言いますか、27 年度で決算をしております。それから、28 年度については、これを名称としては「土庄小学校教育振興寄附金」という名称で一般寄附を受けておりますので、これは土庄小学校の子供たちの安心・安全に使わせていただきたいと考えております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

4 番 高橋正博君。

○4 番 (高橋正博君)

ご回答いただきました。「安心・安全」というふうにおっしゃられたんですけども、このプールの改修が子供たちの安全・安全に関わることでしょうか。それに充てるということでしょうか。はっきりと申していただきたいと思ひます。

○議長 (濱中幸三君)

教育長 藤本義則君。

○教育長 (藤本義則君)

高橋議員の質問にお答えさせていただきます。プールの沈下があるという形で、子供たちの活動に現実的には指導上の支障はありません。つまり、機能上の問題がないという判断をいたしましたので、今年教育活動に使っております。そういうなかで、子供たちに是正工事の前ですけども、適切な指導の下で適切な教育活動をしておりますので、問題なく今進行しているところでございます。

この工事が適切に行われまして、適正な施設になりますと、今高橋議員がおっしゃったように問題なく子供たちが思い切り活動できて、成果を上げる施設になってくると。したがって、安全な施設になるというふうに考えております。そういう形で現時点では機能上問題ないので、教育活動に使っているというふうにご理解をいただきたいと思います。ぜひ是正工事の方を進めていくように頑張っていきたいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

4 番 高橋正博君。

○4 番 (高橋正博君)

ただ今、教育長からご回答いただきましたが、それでは町民がなかなか納得できないんじゃないかなというふうに思われる訳です。と言いますのが、この一般財源で 2700 万町が出費してしまいますと、業者には問題がなかったのかということになりかねないと。私も町民から聞かれたときに、どういう予算を使ったのかということ聞かれると思うんですが、関心のある人だけですけども、説明のしようがないので、はっきりと 1 千万円の寄附というのを工事費に充当するというご回答をいただけないでしょうか。よろしく願いします。

○議長 (濱中幸三君)

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長 (佐伯浩二君)

実際の予算上は、充当した形にはなっておりません。特定財源として充当している訳ではないです。ですから、27 年度にそれだけお金が入ってきて、その入ってきた分だけ、小学校の予算として余分に予算を付けているというような、入ってきた分だけ予算を付けているようなイメージで考えていただいたらどうかと思います。特定にこれだけお金が入ってきたので、ここに充てますという明確な予算措置の内容にはなっていないような状況です。以上です。

○議長 (濱中幸三君)

一応質問は 3 回までとなっております。よろしいですか。

○4 番 (高橋正博君)

はい。

○議長 (濱中幸三君)

他にございませんですか。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

ないようでございますので、議案第 1 号から諮問第 1 号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

散会

○議長（濱中幸三君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前 10 時 55 分